

神奈川県川崎競馬組合職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 9 号)
改正 (平成 13 年 4 月 1 日条例第 2 号)
改正 (平成 16 年 2 月 16 日条例第 1 号)
改正 (令和 2 年 2 月 25 日条例第 4 号)
改正 (令和 6 年 3 月 29 日条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる会計年度任用職員、以下「職員」という。）の給与及び同項第 1 号に掲げる職員の通勤に要する費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与及び費用弁償)

第 2 条 職員（川崎市から派遣された職員を除く。）の給与及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の通勤に要する費用の弁償については、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 52 号。以下「条例」という。）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員の給与については、川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）の規定の例による。ただし、給与の支給定日は、条例の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第 3 条 前条の給与及び費用の弁償のほか、次の各号に該当する場合は、特殊勤務手当としてそれぞれに掲げる金額を支給する。

(1) 変則勤務職員特別手当

川崎競馬場に勤務する者で、夜間（19 時以降をいう。）にわたる川崎競馬開催執務に従事した場合、日額 1,400 円。

(2) 年始勤務特別手当

川崎競馬場に勤務する者で、年始の日（1 月 1 日から 1 月 3 日までをいう。）に、川崎競馬開催執務に従事した場合、日額 1,500 円。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第3条第2号については、平成13年度・14年度は日額1,000円に日額200円を付加手当として加算して支給する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める部分及び第3条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。